令和６年3月21日

島根県

知　事　丸山　達也　様

島根県老人福祉施設協議会

会　長　手　銭　宣　裕

軽費老人ホーム部会

部会長　田　澤　直　実

軽費老人ホーム・ケアハウスに勤務する職員のさらなる処遇改善および

軽費老人ホームの利用料等の引上げについて（要望）

平素より軽費老人ホーム・ケアハウスの活動推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、軽費老人ホーム・ケアハウスは、自立した生活に不安のある方をはじめ地域の　　高齢者の生活を懸命に支えていますが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰、賃上げによる他業種への人材流出等の影響により大変厳しい事業運営を強いられており、令和４年度における赤字施設は軽費老人ホームA型で62.7％、ケアハウスで53.9％を占めたうえ、収支差率は軽費老人ホームA型でマイナス5.5％、ケアハウスでマイナス3.2％といずれも過去最低であり、事業継続が危ぶまれる危機的な状況にあります。

このような中で、厚生労働省から関係自治体に対して令和６年１月11日付け老高発0111第１号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」が発出され、軽費老人ホーム・ケアハウスに対する介護職員処遇改善支援事業等や令和６年度介護報酬改定を踏まえた対応等が依頼されました。また、それらに必要となる経費は令和６年度の地方交付税で措置されることとなっています。

つきましては、上記通知内容についてご賢察を賜り、軽費老人ホーム・ケアハウスが　　島根県における高齢者福祉の基盤を守るだけではなく、地域共生社会の推進の役割を果たしていくためにも、次の項目を実施いただきますようお願い申しあげます。

記

○ 介護職員処遇改善支援事業等（月額平均6,000円相当）と同様の処遇改善の実現

○ 令和６年度介護報酬改定を踏まえた軽費老人ホームの利用料等の引上げ

○ 基準費用額（居住費）1日あたり60円引上げに伴う生活費の引上げ

以上